

ABUSE PREVENTION POLICY

虐待の防止のための指針

お子さまへの虐待を防ぐために、pocopoco が何をするかを定めたものです。虐待の種類、見つけたときの動き方、委員会と研修、通報・相談の窓口をまとめています。



CONTENTS

目次

虐待の防止のための指針

Chapter 01	基本的な考え方	3
------------	---------------	---

Chapter 02	虐待の種類	5
------------	-------------	---

Chapter 03	見つけたときの対応と通報	8
------------	--------------------	---

Chapter 04	虐待防止委員会	11
------------	---------------	----

Chapter 05	研修と日々の取り組み	13
------------	------------------	----

Chapter 06	セルフチェックリスト	15
------------	------------------	----

Chapter 07	関係する法律と、この指針の扱い	18
------------	-----------------------	----

この指針は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律と、指定通所支援の運営基準にもとづいて定めています。

運営基準では、虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置が求められています。この冊子はそのすべてを1冊にまとめたものです。

Chapter

01

基本的な考え方

虐待は、特別に悪い人が起こすものではありません。だから「うちは大丈夫」とは考えません。



pocopoco の考え方

虐待は、人手が足りない、余裕がない、うまくいかないことが続く、そういう状況で誰にでも起こります。

起きてから対応するのではなく、起きにくい状態をつくることを重視します。職員が一人で抱えない体制、言いにくいことを言える関係、記録を残す習慣。この3つを整えます。

疑いの段階で通報することは、職員の義務です。通報したことを理由に不利益な扱いをすることは一切ありません。

HOW WE SEE IT

虐待のとらえ方

01 職員の「自覚」は問いません

「指導」「しつけ」「スキンシップ」という言葉で、強制的な言動や不適切な関わりをしていても、本人に虐待をしている自覚がないことがあります。自覚がないからといって、その行為が正当化されることはありません。ほかの職員や第三者から見て虐待の具体例にあてはまる行為であれば、通報の対象です。

02 お子さま本人の「自覚」も問いません

虐待を受けていることを、本人が言葉にできない、わからないことがあります。本人が訴えていなくても、人権が侵害されていれば通報の対象です。

03 悪意があったかどうかは関係ありません

良かれと思った関わりでも、結果としてお子さまの心身を傷つけていれば虐待にあたります。行為の意図ではなく、お子さまに何が起きたかで判断します。

OUR COMMITMENT

事業所として約束すること

- 1 職員による虐待を禁止します。
- 2 虐待を見つけた、疑った職員は、管理者に報告するとともに、市へ通報します。通報は匿名でも行えます。
- 3 職員が通報をためらう場合は、報告を受けた管理者が市へ通報します。
- 4 通報した職員に、不利益が生じないように守ります。
- 5 事実を隠しません。保護者には確認できたことをそのままお伝えします。

Chapter

02

虐待の種類

虐待には5つの種類があります。いずれも、悪意があったかどうかに関係なく虐待にあたります。



次の表の「具体例」は、どれか一つでもあてはまれば虐待です。「起こりやすい場面」は、児童発達支援の現場で特に気をつける場面です。

種類	内容	具体例	起こりやすい場面
身体的虐待	暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛る、閉じ込めるなどで動きを抑えること。	叩く／つねる／蹴る／無理やり食べ物や飲み物を口に入れる／部屋に閉じ込める／ひもやベルトで縛る	パニックを止めようとして押さえつける。活動から離れないよう腕をつかむ
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。わいせつな言葉をかけること。	不必要に身体に触れる／裸にする／着替えやトイレをのぞく、撮影する／わいせつな言葉をかける	着替えやトイレの介助。異性による介助への配慮を欠いたとき
心理的虐待	脅し、侮辱、無視、嫌がらせなどの言葉や態度で、心に傷を与えること。	怒鳴る／ばかにする／ほかの子と比べる／仲間に入れない／話しかけているのに意図的に無視する	「もうやらなくていい」と突き放す。できないことを繰り返し指摘する
放棄・放置(ネグレクト)	食事や排泄、健康管理など必要な世話や支援をしないこと。ほかの職員の虐待を放置することを含む。	水分をとらせない／排泄の介助をしない／体調の変化を放っておく／ほかの職員の不適切な関わりを見過ごす	手が回らず特定の子を長時間ひとりにする
経済的虐待	本人の財産を不当に使ったり処分したりすること。必要なお金を使わせないこと。	預かったお金や物を勝手に使う／本人の物を処分する	預かり金・持ち物の管理

※ 身体拘束も、やむを得ない場合の要件と手続きを満たさなければ身体的虐待にあたりません。詳しくは「身体拘束等の適正化のための指針」をご覧ください。

EARLY SIGNS

見逃さないためのサイン

お子さまの様子

- 説明のつかないあざや傷がある
- 特定の職員や大人を急に避ける、怖がる
- 着替えやトイレを極端に嫌がるようになった
- 表情が乏しくなった、急に落ち着かなくなった

職員・職場の様子

- 強い口調や命令が増えている
- 一人の職員が、ほかから見えない場所で長く関わっている
- ヒヤリハットや記録が出てこなくなった
- 疲れや苛立ちを抱えた職員が続いている

Chapter

03

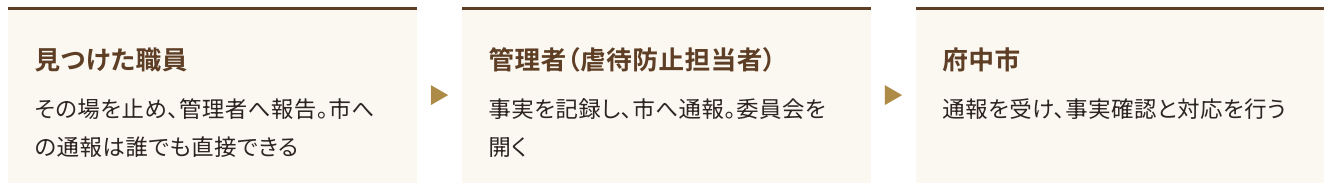
見つけたときの対応と通報

確証がなくても構いません。疑いの段階で動いてください。



REPORTING FLOW

報告と通報の流れ



※ 通報先は、すべて市町村です。職員が事業所内で報告しにくい場合、または管理者自身が関係している場合は、事業所を通さず直接通報して構いません。

STEP BY STEP

発見したときの手順

- 1 **その場を止める** 見つけた職員
行為が続いている場合は、お子さまの安全を最優先にその場を止めます。ためらわないでください。
- 2 **報告する** 見つけた職員
管理者(虐待防止担当者)へ報告します。報告しにくい場合は、下記の窓口へ直接伝えて構いません。
- 3 **記録する** 見つけた職員
いつ、どこで、誰が、何をしたか、お子さまの様子を、見たままに記録します。推測と事実を分けて書きます。
- 4 **市への通報** 管理者
府中市の担当課へ通報します。虐待が疑われる段階で通報することが法律上の義務です。
- 5 **保護者への説明** 管理者
事実関係を確認したうえで、保護者へ説明し、謝罪すべきことは謝罪します。隠しません。
- 6 **再発防止** 虐待防止委員会
委員会を開き、なぜ起きたかを検討します。個人の責任で終わらず、体制・業務量・支援内容のどこに原因があったかを見ます。改善策を決めて記録し、全職員に伝えます。

CONTACTS

通報・相談の窓口

職員による行為を疑ったとき、ご家庭での対応が心配なとき、どちらもここへご相談ください。保護者の方も直接ご連絡いただけます。

児童発達支援 pocopoco 管理者 事業所へのご相談・苦情(受付 月～金 9:30～16:35・土 9:00～16:05)	042-306-7126
府中市 障害者福祉課 障害のある方への虐待に関する通報・相談	042-335-4162
東京都多摩児童相談所 18歳未満のお子さまに関する相談・通告(府中市を管轄)	042-372-5600
児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間・全国共通。お近くの児童相談所につながります	189
東京都障害者権利擁護センター 障害者虐待に関する相談・通報	03-5320-4223

※ 通報したことを理由に、職員を解雇したり、不利益に扱ったりすることはありません。

Chapter

04

虐待防止委員会

虐待を起こさない仕組みをつくり、点検し、起きたときには原因を確かめる場です。



MEMBERS

委員会の構成

区分	担当
委員長(虐待防止担当者)	管理者
委員	管理者を除く全職員

※ 身体拘束の適正化についても、この委員会で一体的に検討します。

ROLES

委員会の役割

01 虐待防止のための計画づくり

研修の計画、職員の働き方や業務量を確認・改善するための計画、この指針の見直しを行います。

02 チェックとモニタリング

セルフチェックリストの結果、ヒヤリハットの記録、日々の支援の振り返りから、虐待が起こりやすい状況がないかを確認します。

03 発生したときの検証と再発防止

虐待やその疑いが生じたときは、事実を検証し、再発防止策を決めて実行します。実行したかどうかも次の委員会で確認します。

MEETINGS

開催と周知

項目	内容
開催	年1回以上。虐待やその疑いが生じたときは、そのつど開催します
方法	対面のほか、オンライン会議でも開催できます
記録	議事録を作成し、5年間保管します
周知	結果は、欠席した職員を含む全職員に議事録で伝えます

Chapter

05

研修と日々の取り組み

研修で知識をそろえ、日々の支援のなかで「起きにくい状態」を保ちます。



TRAINING

研修

対象	時期	内容
全職員	年1回以上	虐待の種類と具体例、通報の義務と手順、身体拘束の要件、事例をもとにした振り返り
新しく入った職員	入職時	この指針の読み合わせ、通報の窓口、事業所での報告の流れ

※ 研修は記録を残し、教材とともに保管します。厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」などを教材に使います。

DAILY PRACTICE

日々の取り組み

- 支援の前後に職員間で打ち合わせと振り返りを行い、対応に迷った場面を共有します。
- 一人の職員が一人のお子さまを、ほかの職員の目が届かない場所で長時間支援する状況をつくりません。
- ヒヤリハットを記録し、責めずに共有します。記録を出しやすい雰囲気を管理者が保ちます。
- 職員が疲れていないか、シフトと業務量を管理者が定期的に確認します。
- 年1回、全職員がセルフチェックリスト(Chapter 06)に記入し、委員会で結果を確認します。
- 支援がうまくいかないときは、個別支援計画の見直しを検討します。関わり方を変えるのは職員の責任であって、お子さまの問題ではありません。

保護者のみなさまへ

お子さまの様子で気になることがあれば、どんな小さなことでも職員にお伝えください。事業所に言いにくいときは、Chapter 03 の窓口へ直接ご相談いただけます。

Chapter

06

セルフチェックリスト

全職員が年1回以上記入します。「いいえ」がついた項目は、責めるためではなく、体制を見直すために使います。



記入日 年 月 日 記入者

No.	確認すること	はい	いいえ
身体的虐待の防止			
1	お子さまを叩く、つねる、押すなどの行為をしていない	☐	☐
2	必要のない場面で、身体を押さえたり動きを止めたりしていない	☐	☐
3	急がせるために、乱暴な介助をしていない	☐	☐
4	食べ物や飲み物を無理に口に入れていない	☐	☐
性的虐待の防止			
5	着替えやトイレの介助で、プライバシーに配慮している	☐	☐
6	必要のない身体への接触をしていない	☐	☐
心理的虐待の防止			
7	怒鳴ったり、威圧的な態度をとったりしていない	☐	☐
8	お子さまの人格を否定するような言葉を使っていない	☐	☐
9	ほかのお子さまの前で叱っていない	☐	☐
10	無視したり、仲間はずれにしたりしていない	☐	☐
11	お子さまの気持ちを受けとめてから対応している	☐	☐
放棄・放置の防止			
12	お子さまの体調を毎日確認している	☐	☐
13	必要な支援を後回しにしていない	☐	☐
14	お子さまの安全を確認できる位置にいる	☐	☐
15	水分補給やおやつに配慮している	☐	☐
経済的虐待の防止			
16	お子さまの持ち物を適切に管理している	☐	☐
職場として			
17	虐待を見つけたときの通報先を知っている	☐	☐
18	お子さまの様子の変化に気を配っている	☐	☐
19	一人で抱え込まず、職員間で共有している	☐	☐
20	疲れや苛立ちをお子さまに向けていない	☐	☐

振り返り・気づき

Chapter

07

関係する法律と、この指針の扱い

この指針は、次の2つの法律の考え方にもとづいています。

CHILD ABUSE PREVENTION ACT

児童虐待の防止等に関する法律

保護者がその監護する18歳未満の子どもに対して行う、次の4つの行為を児童虐待と定めています。

種類	内容
身体的虐待	身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
性的虐待	わいせつな行為をすること、またはさせること
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げる著しい減食や長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な対応、子どもの前での家庭内暴力など、著しい心理的外傷を与える言動

※ 児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた人は、市町村や児童相談所へ通告する義務があります。

DISABILITY ABUSE PREVENTION ACT

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害のある人への虐待を、誰が行ったかによって3つに分けています。虐待の種類は Chapter 02 の5つです。

区分	内容
養護者による虐待	家族など、障害のある人を現に養護している人による虐待
障害者福祉施設従事者等による虐待	福祉施設や福祉サービス事業所の職員による虐待
使用者による虐待	障害のある人を雇用する事業主などによる虐待

※ 虐待を受けたと思われる障害のある人を見つけた人は、速やかに市町村へ通報する義務があります。疑いの段階で通報義務があります。

REVIEW

この指針の周知と見直し

この指針は事業所内に掲示するとともに、ホームページで公表します。職員には入職時と年1回の研修で周知します。

年1回以上、虐待防止委員会で見直します。実際に事案が起きた場合、または研修や日々の支援のなかで課題が見つかった場合は、そのつど改定します。